

名古屋市障害福祉サービス事業新規参入者研修の受講について

障害福祉サービスを提供するにあたり、障害特性（身体、知的、精神、発達障害）の理解や、障害福祉サービス事業の制度についての理解は必要不可欠です。その知識が不足したまま障害福祉サービス事業を開始することは、「利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない」という指定基準の一般原則が遵守できないことが懸念されます。

そこで平成26年10月1日以降事業を開始する事業者で、初めて障害福祉サービス事業に参入される事業者の方は、事業を開始する前に、本市主催の研修を受講していただくこととしましたので、該当する方は、下記により受講の申込みをしていただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

(1) 必須受講者

新規参入事業者であり、アまたはイに該当する方

ア 法人格取得済みの場合 代表者と管理者の予定者

イ 法人格未取得の場合 代表者の予定者と管理者の予定者

(2) 任意【定員枠に空きがある場合】

障害福祉サービスの実務経験がない者で従業者として勤務する予定の方（すでに事業を実施している事業所へ勤務する予定の方でも可）

2 開催時期

原則、毎月1回開催予定

開催日程は順次、ウェルネットなごやでお知らせします。

1の(1)に該当する方は、できるだけ指定申請書が受理される前に、この研修を受講してください。

3 申込方法

前月末日までに、名古屋市障害福祉サービス事業新規参入者研修受講申込書（別紙）に記入し、次の提出先へ郵送（若しくは持参）してください。

【提出先】〒460-8508(住所不要)

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 指定事業係

4 受講決定・受講料

研修予定日の約2週間前までに 研修受講者決定通知書を法人代表者あて送付します。

受講料が1事業者につき 2,000円 必要です。

研修受講の修了証書に同封されている納入通知書で別に定める期日までに納入していただきます。

5 研修日程（原則同一日に開催）

午前（3時間） 講義

午後（1時間程度） 施設見学

※ 講義の会場と見学する施設は場所が異なり、その間を移動していただくことを想定していますので、ご了承ください。

6 講義の内容

- ・身体障害、知的障害、精神障害及び発達障害について各障害の特性
- ・障害福祉サービスの制度概要等

7 本研修の位置づけ

厚生労働省が定める指定基準の一般原則において、指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、**障害の特性**その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供することとなっており、こうした基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められる場合、指定を受けることができません。

そこで、名古屋市では、事業所の指定基準として「名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」で「**利用者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修**を実施しなければならない」と規定しておりますので、この研修を受講した上で、従業者への研修を行っていただくこととなります。

したがって、障害特性の理解が十分でない新規参入の事業者の責任者の方々につきましては、**指定を受けるための前提条件として、本研修の受講をお願いしています**ので、ご理解くださるようお願いいたします。